

国勢調査に基づく
人口集中地区以外

～「移住するなら京都」推進事業～

京都府

(京のふるさと暮らし体験推進事業 滞在型農山漁村体験施設整備事業)

<教育体験旅行受入型>

農家民宿開設の助成

農林漁業体験民宿の開設に必要な施設整備等について、以下の補助金を活用することができます。

1 補助対象者の要件

<事業実施主体>

農林漁業者等であって、教育体験旅行を実施する地域協議会(※)に宿泊体験の受入を登録する者であり、農村・山村・漁村滞在活動に必要な役務(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する施行規則第2条に定める役務)を提供できる者

<実施要件>

(①～③を全て満たしていること)

- ① 本事業に係る施設の所在地が官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の地域に所在していること
- ② 事業完了年度を含む5年間継続して教育体験旅行の宿泊体験受入を実施すること
- ③ 事業完了年度の翌年度末までに旅館業法に基づく営業許可を取得すること

※ 地域協議会とは、地方公共団体が設置する地域協議会又は地方公共団体と連携して、都市農村交流を通じた地域の活性化に取り組む団体のことをいう
((一社) 森の京都地域振興社、 (一財) 和束町活性化センター 等)

2 補助金の対象となる経費

農林漁業体験民宿を開設し、宿泊体験を提供するのに必要な施設の改修、安全設備の整備及び宿泊体験の運営に必要な農園等の整備に要する以下の経費

ただし、国や地方公共団体から農山漁村地域での宿泊を伴うサービス提供を促進するための補助金又は同一の部位に対する改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。

なお、宿泊体験を行う部屋以外の改修や快適装備(客室等のテレビ、エアコン、洗濯機等)の整備に要する経費、用地取得費用及び補償費は事業の対象外とする。

- ① 宿泊体験に必要な家屋の改修工事(トイレ、浴室、台所等)に要する経費
- ② 事業に必要な安全設備機器類(防火器具、避難誘導器具等)の整備に要する費用
- ③ 宿泊体験の運営に必要な農園等の整備に要する費用

3 補助率・補助額

補助対象経費の1/2以内

ただし、上限150万円以内

(※予算の範囲内での交付となります。)

お問い合わせ先

区域

窓口

連絡先

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町

京都府
農林水産部 農村振興課
移住・定住促進係

TEL : 075-414-4900
E-mail : noson@pref.kyoto.lg.jp

宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

京都府 丹後広域振興局
地域づくり振興課 企画活性化係

TEL : 0772-62-4316

福知山市、舞鶴市、綾部市

京都府 中丹広域振興局
地域づくり振興課 企画活性化係

TEL : 0773-62-2505

亀岡市、南丹市、京丹波町

京都府 南丹広域振興局
地域づくり振興課 企画活性化係

TEL : 0771-22-0153

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市
木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、
笠置町、和束町、精華町、南山城村

京都府 山城広域振興局
地域づくり振興課 企画活性化係

TEL : 0774-21-2186

①手続きの流れ

1	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none">• 補助金の事業計画書に以下の資料を添付して京都府に提出してください。<ol style="list-style-type: none">(1) 申請者の地域協議会への登録確認(2) 経営状況に関する資料 確定申告書の写し（受付印のあるもの直近1期分）(3) 事業実施場所の位置図(4) 整備場所の現況写真(5) 計画図面（工事予定箇所及び工事内容を明記すること）(6) 見積書（工種ごとの内訳）、カタログ等(7) 整備する施設、土地の所有者が事業実施主体と異なる場合は所有者との賃貸借契約書の写し(8) 府税納税証明書又は府税納税確認の同意書
2	事業計画の承認	<ul style="list-style-type: none">• 京都府が、事業計画の内容を確認し、可否をお知らせします。
3	補助金の交付申請	<ul style="list-style-type: none">• 補助金の交付申請書に承認を受けた事業計画書と口座振替依頼書を添付して京都府に提出してください。
4	補助金の交付決定	<ul style="list-style-type: none">• 京都府が補助金交付の可否をお知らせします。
5	事業着手	<ul style="list-style-type: none">• 補助金の交付決定後に事業に着手してください。（やむを得ず交付決定前に着手する必要がある場合は、必ず京都府に事前にご相談ください。）
6	実績報告	<ul style="list-style-type: none">• 補助金の実績報告書に、以下の資料を添付して京都府に提出してください。<ol style="list-style-type: none">(1) 完成図面(2) 工事等写真（工事前、工事中、工事完了）(3) 工事等代金明細書(4) 財産管理台帳(5) 工事代金の口座振込証明書(6) 領収書の写し(7) その他参考資料
7	実施状況の報告	<ul style="list-style-type: none">• 事業完了年度を含む5年間に於いて毎年度実施状況報告書を作成し、翌年度の4月末日までに、知事に提出してください。

②留意事項

- 補助金の交付決定後、申請内容の変更をする場合は、変更承認申請書に必要な書類を添付して京都府に提出し、承認を受けていただくことになります。
- 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は支援金を返還していただく場合があります。